

近代郡役所文書の基礎的研究（一）

丑 木 幸 男

はじめに

明治11年（1878）の郡区町村編制法によって設置され、大正10年（1921）に郡制が廃止され、最終的に大正15年（1926）に廃止された郡役所で、作成・受領して蓄積された郡役所文書について、研究の蓄積がみられるようになってきたが¹⁾、保存されている郡役所文書群の事例が少ないために基礎的な研究が不十分である。

郡役所文書の保存状況は、奈良県立図書情報館が所蔵する奈良県庁文書のうち、1537件が最大であり、そのほか、秋田県公文書館976冊、山口県文書館952点、新潟県立文書館（佐渡郡役所文書）606冊、宮城県公文書館420冊、京都府総合資料館246冊などがあることが紹介されている。

平成の市町村合併が一段落し、1999年に3,232あった市町村が2009年2月には1,772となり、政府が目標としていた1000には達していないが、55%に減少した。さらに、市町村だけでなく都道府県をまきこんだ次の地方行政組織の再編成を準備している時期である。地方行政組織の適正規模についての議論がさかんにおこなわれ、道州制の導入が現実味を帯びてきている。市町村合併により市町村公文書散逸の危機が指摘されてきたが、道州制を導入し、都道府県が廃止された時の都道府県公文書の保存は、それ以上に大きな課題である。地方行政機構であった郡役所を廃止した折の公文書保存・廃棄の過程の検討は、市町村・都道府県の公文書保存という現代的課題への参考となるであろう。

同時に市町村・府県の間接機関であった郡役所文書を検討することにより、市町村・郡・府県・国がそれぞれの機能を分担する公文書体系の形成と、さらにその前提となる日本近代地方行政システム確立過程の実態を、アーカイブズの視点から解明するいとぐちを開くことができるであろう。

明治4年（1871）の戸籍法により設置された戸籍区、翌明治5年に追認されたために全国的に多様な制度となった大区小区制、同11年の郡役所設置とともに導入された連合戸長制、同17年に強化された連合戸長制、同22年に施行された市制町村制により町村合併を伴い成立した市町村と、めまぐるしく推移した日本近代地方行政制度は、政府と地方とのせめぎあいのなかで形成されてきたものであり²⁾、市町村役場・郡役所は法律により設置されたので、その機能は画一的であったときめつける制度史的把握ではなく、官と民との対

抗関係のなかで地方行政をダイナミックに理解することを心がけて検討を続けてきた。

本稿では郡役所文書の形成・記録管理についての、規程類、保存文書目録、および保存文書などの基礎的な史料を紹介しながら、特に郡役所文書の形成と廃棄について考察し、あわせて府県と町村との中間行政機関として機能した郡役所の視点から、わが国における近代公文書体系の確立の実態を検討したい。

一、近世文書の引き継ぎ

郡役所は近代になって創設された組織であるので、明治期以前の公文書を引き継ぐことは基本的にはないが、近世に郡レベルの地方行政組織が存在し、その行政区域と組織とを引き継いで郡役所が組織された場合には、例外的に近世文書を引き継いでいる事例がある。管見の限りでは新潟県佐渡郡と山口県とがその事例である。そのうち山口県について検討する。

明治29年（1896）に山口県大島郡長交代に伴い、次のとおり物件ごとに引き継ぎ目録を作成して事務引き継ぎをした⁽³⁾。

受渡證

一第壹号	引渡演説書	壹冊
一第貳号	明治廿九年度地方税既未納仕訳書	壹冊
一第参号	明治廿九年度町村立小学校教員恩給基金既未納仕訳書	壹冊
一第四号	備品	壹冊
一第五号	消耗品	壹冊
一第六号	郡役所及各課印鑑	壹冊
一第七号	小学校寄附金引讓書	壹冊
一第八号	旧記目録	壹冊
一第九号	書籍目録	壹冊
一第拾号	第壹課庶務掛管理諸記録目録	壹冊
一第拾壹号	第壹課諸記録目録	壹冊
一第拾貳号	第貳課諸記録目録	壹冊
一第拾参号	諸税金引渡目録	壹冊

右及御引渡候也

明治廿九年八月十四日

元大島郡長 渡辺 渡 印

大島郡長 長野範亮殿

右引受候也

明治廿九年八月十四日

大島郡長 長野範亮 印

元大島郡長 渡辺 渡殿

このうち注目されるのは「第八号 旧記録目録」であり、次のとおり郡役所設置以前の近世から明治6年までの次の記録を記載して引き継いだ。

旧記録目録		
年号	名称	冊数
宝暦十二年	田畠小村帳	一八
" 十三年	預り畠小村帳	四
全 年	田畠小村帳	八
安永 六年	預畠畝石春定名寄帳	一
" 七年	新開田畠小村帳	六
弘化 二年	畝石御物成名寄帳	一
全 年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	五
" 三年	同上	五
全 年	残地御預田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	四
全 年	畝石御物成名寄帳	一
" 四年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	七
全 年	残地預畠全上	一
" 五年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	三
全 年	残地御預畠畝全上	三
嘉永 二年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	三
全 年	畝石御物成名寄帳	一
" 三年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	三
" 四年	畝石御物成名寄帳	一
全 年	残地御預畠畝石御物成山立銀共名寄帳	一
全 年	田畠畝石全上	二
" 五年	残地田畠全上	一
" 六年	全上	一
全 年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	七
全 年	畝石御物成春定名寄帳	一
全 年	畝石御物成名寄帳	一
" 七年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	六
全 年	残地御預畠全上	四
安政 二年	田畠石御物成山立銀共名寄帳	八
安政 二年	残地御預畠全上	四
" 三年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	八
" 四年	全上	四
全 年	畝石御物成名寄帳	一
" 五年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	七

全	年	残地御預畠全上	四
全	年	畝石御物成名寄帳	一
"	六年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	六
全	年	残地御預畠全上	一
全	年	畝石御物成名寄帳	一
"	七年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	八
全	年	残地御預畠全上	三
万延	二年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	九
全	年	残地御預畠全上	四
全	年	畝石御物成名寄帳	一
文久	元年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	一
"	二年	全上	六
文久	三年	残地御預畠全上	四
文久	三年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	七
"	四年	全上	八
元治	元年	田畠畝石御物成名寄帳	一
"	二年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	五
全	年	畝石御物成名寄帳	一
慶応	二年	田畠畝石御物成山立銀共名寄帳	三
明治	二年	御物成御銀子春定名寄帳	一
"	四年	全上	一
"	五年	畝石御物成名寄帳	一
天明	元年	諸山絵図	三〇
全	年	寺社境内絵図	一
"	五年	合壁山絵図	二
天保十四年		御預山絵図	二
明治	六年	社寺境内山絵図	一
		諸村御立山絵図	一
		田畠小村絵図	二二
		諸村新開並御蔵入永否地所絵図	三括
		諸村絵図面	一括
		官費修繕箇所記載簿	一
^(ママ) 宝歴	六年	諸村御立山明細録	一
明和	九年	諸村公儀御臨時御普請所記録御根帳	一
全	年	諸村地下役普請所記録御根帳	一
安永	四年	御代官御普請所記録御根帳	一
"	五年	諸村御蔵入春定御皆済括一紙	一

寛政	五年	全上	一
文化	二年	室津網役銀并御馳走米共年々引合帳	一
文政	元年	御普請事其外附記帳	一
嘉永	元年	御普請所記録	三
慶応	二年	諸村御蔵入春定御皆済括一紙御根帳	三
全	年	戦争一件諸扣	二
〃	三年	諸村春定御皆済括一紙御根帳	三
明治	三年	全上	七
〃	四年	全上	六
〃	五年	全上	七
全	年	室津網役銀取建帳	一
全	年	御普請所記録	二

宝暦6年(1756)から明治6年(1873)までの公文書を記載しており、土地、年貢関係書類が多く、慶応2年(1866)の幕府軍の長州征討か、四か国下関砲撃事件を記録した「戦争一件諸扣」などもある。

「第九号 書籍目録」には明治12年から同27年までの『官令新誌』76冊、『類聚法規』25冊、『官報』150冊などの法令関係の書籍類を記載している。年号の記載のあるものでは明治10年から同25年までがあり、郡役所設置直前からの図書類である。

「第十号 第一課庶務掛管理諸記録目録」には、明治7年から同26年まで郡役所設置以前からの布告布達・県報類を記載している。

「第十一号 第壹課諸記録目録」には、郡役所設置以後の明治12年から同29年までの太政官達録、往復書類、村吏録、県会・村会関係書類、難破船、布哇出稼関係史料などの庶務掛、同21年から同27年までの会務掛、同13年から同27年までの文書掛、同12年から同29年までの税務掛、同11年から同29年までの会計掛の公文書を記載した。

旧萩藩の地方行政組織である大島宰判に設置した勘場に、明治になり大島郡役所を設置したために、近世の勘場文書を郡役所が引き継いだのであり、同様に大島郡以外の郡役所でも近世文書を保存していた⁽⁴⁾。

二、郡役所文書の管理規程

次に山口県における郡役所文書管理規程を検討したい。

明治19年5月26日に「郡区役所職務規程通則」により郡役所の組織を次のとおり定めた⁽⁵⁾。()内に担当する業務を略記した。

庶務掛 庶務科(郡治二関スル事務)・勸業科(農工商・逓信)・学務科(学事)・兵務科(兵事)・衛生科(衛生)・戸籍科(戸籍・社寺)・地理科(地理・土木)・文書科(公文ノ往復・記録ノ整理)

収税掛 国税科(国税徴収)・地方税科(地方税・備荒公儲金賦金・町村費・徴発費徴

集)・地券科(地券書換)

会計掛 出納科(金銭出納・町村費支出)・用度掛(需用品ノ調度・庁舎ノ營繕)

県庁の組織を基準として3掛13科を原則とし、各郡役所組織の大綱を示したのである。

同年10月に定めた「山口県玖珂郡役所処務細則」によれば、玖珂郡では次のとおり3掛11科の組織を定め、実際には県庁の定めた通則に準拠しながら各郡の実態に則して組織を決定したのである。

第一掛 庶務科・会務科(県会等)・勸業科

第二掛 土木科・兵事科・学務科・衛生科・会計科

第三掛 国税科・地方税科・地券科

同年12月には第二掛に設置した兵事科を第一掛に異動した。

玖珂郡と同様に3掛に各3~5科を置く郡が多いが、明治19年10月30日に県知事へ認可を申請した大津郡では、次のとおり3掛16科であった。

第一掛 会務科・庶務科・勸業科・戸籍科・社寺科・地理科・文書科

第二掛 土木科・兵事科・衛生科・学務科・会計科・用度科

第三掛 国税科・地方税科・地券科

大津郡は明治27年に第一課(庶務掛・税務掛・会計掛) 第二課(土木掛・学務掛・衛生掛・勸業掛・兵事掛・戸籍掛)の2課9掛制に改めた⁽⁶⁾。

同時に大津郡は文書保存規程を設け、管理方法・保存年限(永年・5年の2種類保存が多い)・曝涼・文書閲覧などを規定した。

郡と町村との役場組織については、玖珂郡は明治20年1月に「玖珂郡各町村戸長役場庶務細則」を次のとおり改正し、職員数を勘案して、郡役所の掛・科を基準にして戸長役場の科・事務分掌を定め、郡と町村の役場組織を対応させようとしている。

第一科 事務分掌 庶務・戸籍・会務・兵事

第二科 土木・学務・衛生・会計

第三科 国税・地方税・町村費・地券

山口県全域の郡役所文書管理の実態を示す記録がある。明治28年(1895)の郡市長集会で山口県知事大浦兼武が次の三項目について各郡長に諮問し、各郡の回答がそれである。

一 類別方法各記録名称

一 記録保存年限ノ区別并其各記録名

一 記録ノ保存八各主務掛ニ於テスヘキカ又ハ一定ノ掛ニ総括保管スヘキカ⁽⁷⁾

郡役所で保管している公文書の内容・類別および保存年限、その管理方法についての県知事の照会に対して、各郡長が答申した記録が残されている。大島郡長の上申は次のとおりであった。

先般御命令相成候記録類別方法其他ノ件八本所ニ於テハ是迄別紙甲号ノ通類別編纂致候所、尚ホ将来モ従前ノ通類別編纂致度、又保存期限ノ義八別紙乙号ノ通相定度、此段及上申候也

明治廿八年九月二日

大島郡長 渡辺 渡 印

山口県知事 大浦兼武殿

追テ無告究民一件ト罹災究民一件トハ是迄分纂致居候処将来ハ究民救助一件録トシテ
合纂致度此段申添候

甲号

一類別ノ方法各記録ノ名称

類 別	記録名
訓令内訓照会回答通知諭達等ノ書類	県庁達録
上申開申願伺届報告照会回答問合等及村長 人民ヨリ本庁ヲ經差出ス願伺届書類	県庁進達録
郡令告示訓令訓示番外諭達照会回答等ノ書類	郡内達録
村長人民ヨリ差出ス願伺届等ノ書類	願伺届録
県庁ヲ除キ其他ノ諸官衙ト往復等ノ書類	他所往復録
町村会区会開閉届及議事顛末等ノ書類	町村会区会一件録
無告罹災究民救助二関スル書類	究民救助一件録
歳入出予算表決算二関スル書類	各村歳入出予算決算報告一件録
布哇国出稼人二関スル書類	布哇国出稼人一件録
難破船処分伺漂着流物拾揚及公売処分二関スル等	難破船漂着流物一件録
任免黜陟命令二関スル書類	職務録
国民兵異動二関スル書類	国民兵異動報告録
徴発物件調査書類	徴発物件調査録
徴兵検査二関スル書類	徴兵一件録
戸数人口送入籍等取調書類	戸口調査録
日本形船舶測度等二関スル書類	日本形船舶一件録
農作物其他取調書類	農商務通信一件録
教員任転免等二関スル書類	教員任転免録
地方税滞納処分二関スル書類	地方税滞納処分一件録
地方税分賦額二関スル書類	地方営業税雜種税戸数割分賦額 報告録
地方営業開転二関スル書類	地方営業雜種開転業願録
同 廃止二関スル書類	同 廃止届録
村長人民ヨリ差出スモノニテ經由ニ止マルモノ 前記以外ノ書類	欄外検印伺簿 雜録

乙号

一記録保存年限ノ種別并其各記録名

左ノ文書ハ保存期限無期トス

官報 県報 右ノ外法律命令ニ関スル達類 県庁達録 県庁進達録 郡内達録
 願伺届録 究民救助一件録 欄外検印伺簿
 左ノ文書ハ保存期限五拾年間トス
 戸籍異動届目録 職務録 教員任転免録
 左ノ文書ハ保存期限四拾年間トス
 日本形船舶一件録
 左ノ文書ハ保存期限式拾年間トス
 布哇国出稼人一件録 授受件名簿
 左ノ文書ハ保存期限拾貳年間トス
 徴兵一件録
 左ノ文書ハ保存期限拾年間トス
 他所往復録 諸帳簿類 但永遠ニ保存スルモノヲ除ク
 左ノ文書ハ保存期限八年間トス
 国民兵異動報告録
 左ノ文書ハ保存期限五年間トス
 戸口調査録 徴発物件調査録 農商務通信一件録 地方税滞納処分一件録
 地方営業税雑種税戸数割分賦額報告録 雑録 難破船漂着流物一件録
 左ノ文書ハ保存期限三年間トス
 町村会区会一件録 各村歳入出予算決算報告一件録 地方営業雑種開転業願録
 同廃止届録

甲号で書類の類別を24種類挙げ、その記録簿冊の表題名を記している。県庁とのやりとり、郡内の達、他郡役所等とのやりとり、予算・決算書を含めた町村からの文書、船舶関係史料、兵事関係書類、地方税関係書類、郡役所内の人事関係書類などがある。

乙号で書類保存期間を無期・50年・40年・20年・12年・10年・8年・5年・3年と9段階にも細かく設け、保存期間ごとに具体的な書類名を挙げた。無期保存書類には官報・県報・郡内達録など法律規則類、県庁とのやりとり、究民救助関係書類などを挙げ、それらの書類を重視した。次いで戸籍・人事関係書類、船舶台帳、ハワイ出稼ぎ関係書類などが20年以上保存であり、徴兵一件録、国民兵異動報告録、徴発物件調査録など兵事関係書類は5～12年、町村会や各町村の予算決算類、地方税関係書類は5年・3年保存と重視していなかった。上級機関である県庁との関連書類を重視し、市町村との関連書類は重視していないといえよう。

第三点目については次のとおり上申した。

一記録ノ保管ハ庶務掛ニ於テス

庶務掛で公文書を集中管理したのである。

明治28年9月12日に上申した玖珂郡では、第三点目については次のとおり上申した。

右ハ一定ノ掛ニ於テ総括保管スルニ如カズト雖トモ、専務者ヲ置クニアラサレハ実行

ヲ望ムヘカラス、僅少ノ吏員ヲ以テ之レカ為メ増掛或ハ専務者ヲ設クルカ如キハ、到底為シ得ヘキ事ニアラザルガ故ニ、各主務掛ニ於テ保管セシムルノ外便法ナキモノト思考ス

書類の保管は一定の掛が集中管理することを理想としたが、郡役所の吏員が少数なので、専任の担当者を置いて管理を適切に行うことは不可能なので、主務掛が保管する「便法」をとらざるを得ないと回答し、意識としては公文書保存の重要性を認識していたが、実際の予算・人員配置などから理想どおりにいかない苦衷を表明した。

第一・二点目の類別方法記録名称、記録保存年限の区別について表1のとおり回答した。

第一課庶務掛・税務掛・会計掛、第二課勸業掛・土木掛・学務掛・衛生掛・兵事掛・戸籍掛の課掛の組織ごとに例規・帳簿（庶務掛だけはそのほか雑録を設けた）に類別し、課掛の組織単位に公文書を管理していたことを示している。さらに永年保存（例規はすべて永年保存）・5年保存・1年保存と玖珂郡では3段階と少なく区分して、簿冊名を書き上げた。政府・県庁の定めた法令類の多い例規をすべて永年保存にし、帳簿・雑録のうち政府・県庁とのやりとりや、町村巡視などの郡役所の本来的な機能に関する記録を重視し、郡役所内部の事務処理や歳入出予算など町村行政に関する記録は重視しなかったといえる。（以下次号）

注

太田富康「郡役所の文書と情報」『文書館紀要』第21号、埼玉県立文書館、2008年。
 栃木智子「郡役所文書の引継・廃棄目録について」『近代史料研究』6、2006年。柴田知彰「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」『秋田県公文書館研究紀要』第13号、2007年。丑木幸男「郡役所文書の構造と特質」『記録と史料』17、2007年。同「郡役所文書の廃棄と保存」『地方史研究』第326号、2007年。同「兵事史料の形成と焼却」『歴史評論』第689号、2007年

丑木幸男「近代地方行政制度をめぐる確執」『別府大学紀要』第50号、2009年、同『戸長役場史料の研究』岩田書院、2005年

山口県文書館所蔵「非職渡辺部長ヨリ長野郡長へ引継書類」、大島郡72。なお、「受渡證」には『旧記目録』とあるが、簿冊には「旧記録目録」とある。

山崎一郎「明治～昭和戦前期における萩藩勤場文書と郡役所文書の保存と伝来について」『歴史学研究』790号、2004年

山口県文書館所蔵「自明治一九年至二一年 郡役所処務細則」県庁戦前 A、総務755
 「山口県熊毛郡役所処務細則」、山口県文書館所蔵「郡務監督 郡役所処務細則」県庁戦前 A、総務756

山口県文書館所蔵「明治二十八年 郡務監督 郡役所記録分類方法郡長上申」県庁戦前 B 109

表1 玖珂郡類別記録方法名称・保存年限表

番号	記録名称	種類	保存年限	所属	掛
1	詔勅・憲法・皇室典範其他宮中二関スル例規、外	例規	永年	第一課	庶務掛
2	罹災究民給与地租補助貸与願調理簿	帳簿	永年	第一課	庶務掛
3	吏員出張巡回辞令簿	帳簿	永年	第一課	庶務掛
4	玖珂郡役所日誌	帳簿	永年	第一課	庶務掛
5	衆議院議員選挙人名簿	帳簿	永年	第一課	庶務掛
6	衆議院議員・県会議員名簿	帳簿	永年	第一課	庶務掛
7	町村基本財産台帳	帳簿	永年	第一課	庶務掛
8	記録台帳	帳簿	永年	第一課	庶務掛
9	郡役所職員録	帳簿	永年	第一課	庶務掛
10	郡吏員履歴書	帳簿	永年	第一課	庶務掛
11	郡吏員印鑑簿	帳簿	永年	第一課	庶務掛
12	町村書記以下附属員名簿	帳簿	永年	第一課	庶務掛
13	町村役場及町村長助役収入役印鑑簿	帳簿	永年	第一課	庶務掛
14	町村組合設置許可録	帳簿	永年	第一課	庶務掛
15	究民棄児名簿	帳簿	永年	第一課	庶務掛
16	記録類別部目台帳	帳簿	永年	第一課	庶務掛
17	図書目録、外	帳簿	永年	第一課	庶務掛
18	吏員勤惰簿	帳簿	5年	第一課	庶務掛
19	文書受附台帳	帳簿	5年	第一課	庶務掛
20	漂流物船台帳	帳簿	5年	第一課	庶務掛
21	郵便電信発送書留簿、外	帳簿	5年	第一課	庶務掛
22	町村事務巧過簿	帳簿	1年	第一課	庶務掛
23	庁中課掛へ回付物取印簿	帳簿	1年	第一課	庶務掛
24	宿直受授取印簿	帳簿	1年	第一課	庶務掛
25	町村歳入出予算台帳	帳簿	1年	第一課	庶務掛
26	郡町村吏員私事旅行許可簿、外	帳簿	1年	第一課	庶務掛
27	吏員進退命令賞罰二関スル一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
28	町村区域組合条例役場位置二関スル一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
29	町村吏員進退賞罰職印及身元保証二関スル一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
30	郡町村監督及巡視一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
31	奇特者賞与一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
32	究民棄児迷子救助一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
33	法律命令訓令掲示出版板権二関スル一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
34	郡町村役場処務細則一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
35	郡町村文書編纂保存一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
36	統計調査一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
37	郡町村事務景況報告一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
38	町村会議員選挙進退及公民権二関スル一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
39	町村会組合会区会及決議報告一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
40	町村会組合会々議細則	雑録	永年	第一課	庶務掛
41	衆議院議員撰挙二関スル一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
42	県郡有財産二関スル一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
43	町村歳入出予算一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
44	町村歳入出決算一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
45	町村吏員交代事務引継一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
46	郡吏員交代事務受渡一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
47	郡参事会二関スル一件	雑録	永年	第一課	庶務掛
48	町村長集会一件、外	雑録	永年	第一課	庶務掛
49	港湾船舶灯台浦役場事務二関スル一件	雑録	5年	第一課	庶務掛
50	爵位勲等祝祭儀式二関スル一件	雑録	5年	第一課	庶務掛
51	町村事務巧過調査二関スル一件	雑録	5年	第一課	庶務掛
52	町村税賦課徴収及滞納処分二関スル一件	雑録	5年	第一課	庶務掛
53	暴風雨其他天変地異二関スル一件、外	雑録	5年	第一課	庶務掛

54	郡吏員身上二関スル願伺届	雑録	1	年	第一課	庶務掛
55	町村会組合会区会開設報告	雑録	1	年	第一課	庶務掛
56	町村吏員身上二関スル願伺届	雑録	1	年	第一課	庶務掛
57	罹災給与補助貸与二関スル一件	雑録	1	年	第一課	庶務掛
58	登記及刑事裁判警察監獄等二関スル一件、外	雑録	1	年	第一課	庶務掛
59	町村立小学校教員恩給基金収納二関スル例規、外	例規	永	年	第一課	税務掛
60	地租額取調簿	帳簿	永	年	第一課	税務掛
61	地方雑種演劇税収入簿	帳簿	永	年	第一課	税務掛
62	地方営業税中諸商税原簿	帳簿	永	年	第一課	税務掛
63	地方営業税中職工助業者鑑札交付簿	帳簿	永	年	第一課	税務掛
64	地方税地租割調定簿、外	帳簿	永	年	第一課	税務掛
65	地方税滞納処分明細簿	帳簿	永	年	第一課	税務掛
66	所得税台帳	帳簿	永	年	第一課	税務掛
67	地方税営業鑑札類受払簿	帳簿	永	年	第一課	税務掛
68	所得税調査委員名簿	帳簿	永	年	第一課	税務掛
69	記録目録	帳簿	永	年	第一課	税務掛
70	日本型船積量測度台帳、外	帳簿	永	年	第一課	税務掛
71	所得税下調台帳	帳簿	5	年	第一課	税務掛
72	庁中課掛へ回付物取印簿	帳簿	1	年	第一課	税務掛
73	貨幣公債証書二関スル例規、外	例規	永	年	第一課	会計掛
74	現金出納簿、外	帳簿	永	年	第一課	会計掛
75	郡役所備品二属シ印影簿	帳簿	永	年	第一課	会計掛
76	備品貸渡台帳	帳簿	永	年	第一課	会計掛
77	記録目録、外	帳簿	永	年	第一課	会計掛
78	備品臨時貸渡台帳	帳簿	5	年	第一課	会計掛
79	宿直保管蠟燭受払簿、外	帳簿	5	年	第一課	会計掛
80	飛脚差立根帳	帳簿	1	年	第一課	会計掛
81	庁中課掛へ回付物取印簿、外	帳簿	1	年	第一課	会計掛
82	鉱業二関スル例規、外	例規	永	年	第二課	勸業掛
83	鉱業人台帳	帳簿	永	年	第二課	勸業掛
84	功勞者事蹟物産沿革登記簿	帳簿	永	年	第二課	勸業掛
85	記録目録、外	帳簿	永	年	第二課	勸業掛
86	庁中課掛へ回付物取印簿	帳簿	1	年	第二課	勸業掛
87	道路橋梁錢渡船賃二関スル例規、外	例規	永	年	第二課	土木掛
88	官地貸下官有土石掘取許可人名台帳	帳簿	永	年	第二課	土木掛
89	電信柱台帳	帳簿	永	年	第二課	土木掛
90	記録目録、外	帳簿	永	年	第二課	土木掛
91	庁中課掛へ回付物取印簿	帳簿	1	年	第二課	土木掛
92	御影勅語謄本二関スル例規、外	例規	永	年	第二課	学務掛
93	御影并勅語謄本台帳、外	帳簿	永	年	第二課	学務掛
94	記録目録、外	帳簿	永	年	第二課	学務掛
95	庁中課掛へ回付物取印簿	帳簿	1	年	第二課	学務掛
96	検徴二関スル例規、外	例規	永	年	第二課	衛生掛
97	斃獣解体場死禽獸捨場台帳	帳簿	永	年	第二課	衛生掛
98	麻疹流行性感冒患者名簿	帳簿	永	年	第二課	衛生掛
99	売薬受売行商番号帳	帳簿	永	年	第二課	衛生掛
100	記録目録、外	帳簿	永	年	第二課	衛生掛
101	庁中課掛へ回付物取印簿	帳簿	1	年	第二課	衛生掛
102	徴兵二関スル例規、外	例規	永	年	第二課	兵事掛
103	近衛陸軍現役兵名簿	帳簿	永	年	第二課	兵事掛
104	記録目録、外	帳簿	永	年	第二課	兵事掛
105	庁中課掛へ回付物取印簿	帳簿	1	年	第二課	兵事掛
106	戸籍二関スル例規、外	例規	永	年	第二課	戸籍掛
107	戸籍簿	帳簿	永	年	第二課	戸籍掛
108	屋敷番号索引簿	帳簿	永	年	第二課	戸籍掛

109	玖珂郡戸数人口表	帳簿	永年	第二課	戸籍掛
110	布哇国出稼人并送金名簿	帳簿	永年	第二課	戸籍掛
111	神社明細帳	帳簿	永年	第二課	戸籍掛
112	寺院明細帳	帳簿	永年	第二課	戸籍掛
113	招魂社及墳墓地祭祀人名簿	帳簿	永年	第二課	戸籍掛
114	県社祭典費収支簿	帳簿	永年	第二課	戸籍掛
115	記録目録、外	帳簿	永年	第二課	戸籍掛
116	布哇国出稼志願者名簿	帳簿	5年	第二課	戸籍掛
117	庁中課掛へ回付物取印簿	帳簿	1年	第二課	戸籍掛

出典：山口県文書館所蔵、県庁戦前B 1109f 明治二十八年郡務監督郡役所記録分類方法郡長上申」より作成